

求人件名	広島商船高等専門学校 商船学科 教員公募	
機 関 名	広島商船高等専門学校	
機関URL	https://www.hiroshima-cmt.ac.jp/	
部 署 名	商船学科	
求人内容	[機関の説明（募集の背景、機関の詳細、プロジェクトの説明等）] 本校は中学卒業者を対象とした5年制の国立高等教育機関で、その上に2年制の専攻科が設置されています。そのため、教育・研究を行うだけでなく、クラス担任、クラブ活動指導、学生寮での宿日直、学生支援なども行っていただきます。 [仕事内容] 所 属 : 商船学科 専 門 分 野 : 航海学に関連する分野 担当教科目 : 商船学科及び専攻科における専門教育（航海系関連科目のいずれか、及び実験実習、卒業研究など）を担当できる方 [勤務地住所] 広島県豊田郡大崎上島町東野4272-1 [募集人員] 1名 [着任時期] 2027年4月1日以降の出来るだけ早い時期	
研究分野	大分類 工学	小分類 船舶海洋工学
職 種	助教	
勤務形態	常勤（任期なし）	
応募資格	下記の（１），（２）の条件をいずれも満たす方 （１）博士の学位を有する方、又は採用時において修士の学位を有しており、着任後、博士の学位取得に意欲のある方 （２）高等専門学校の教育に理解があり学生の教育・指導並びに地域連携に熱意を持って取り組む方（本校ホームページを参照してください）	
待 遇	[給与] 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則による 例：助教採用の場合 ・基本給 月額 約 300,000 円 学歴，経験年数により決定されます ・各種手当（通勤手当・住居手当等）は支給要件を満たす場合に支給されます [試用期間] 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則による（採用日から6か月間） [勤務時間・休日] 原則として、勤務時間は8:30～17:00（休憩45分）、休日は土，日，祝日及び年末年始 [休暇] 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間，休暇等に関する規則による [保険等] 文部科学省共済組合（健康保険，厚生年金等），雇用保険，労災保険 [受動喫煙防止対策] 敷地内禁煙	
募集期間	2026年10月30日（金）（消印有効） ※ただし、応募があり次第、随時選考を実施し、採用者が決まり次第募集を終了する場合がありますのでご注意ください。	
	[応募書類] （１）履歴書（本校所定の様式）	

応募・選考・結果 通知・連絡先	(2) 著書・論文等一覧（本校所定の様式：様式2） (3) 主要論文等の概要（3編以内，本校所定の様式：様式3） ※専門以外の者でも理解できるように分かり易く記述してください。 (4) (3) の論文の別刷（3編以内，各1部，コピー可） (5) 教育実務業績調書（教育経験のある者，本校所定の様式：様式4） (6) 高専の教育・研究に携わる抱負（本校所定の様式） (7) 授業担当可能分野（様式自由） 望まれる授業担当可能分野は次のいずれかです。 航海計器，無線工学，海事法規などの講義を担当できる方 (8) こども性暴力防止法に基づく誓約書 教職員採用 広島商船高等専門学校 注) 履歴書及び本校所定の様式は，上記の機関 URL よりダウンロードしてください。 [連絡先・応募書類送付先] 住所 〒725-0231 広島県豊田郡大崎上島町東野4 2 7 2 - 1 広島商船高等専門学校総務課人事係 宛 Tel : 0846-67-3176 / Fax : 0846-67-3009 e-mail : jinji@hiroshima-cmt.ac.jp （郵送の場合には，封筒の表に「商船学科教員（航海系）応募書類在中」と朱書のうえ，簡易書留で送ってください。原則として応募書類は返却しませんが，特に返却を希望される方は，返信用封筒（切手貼付）を同封してください。） [選考内容] 第一次選考 書類審査 第二次選考 第一次選考合格者に対して面接審査及び模擬授業(10 分程度)を実施します。 面接予定日：随時 （個別に実施時期を連絡します。） ※面接に係る旅費・宿泊費等は自己負担です。
備 考	(1) 近隣市（竹原市，東広島市，三原市など）に居住された場合も通勤が可能です。 (2) 本校は，男女共同参画を推進しており，業績（教育業績，研究業績，社会的貢献，人物を含む。）の評価において同等と認められる場合には，女性を優先的に採用します。 (3) 三級海技士（航海）以上の資格を持つ方を優先的に採用します。 (4) 応募者の個人情報，広島商船高等専門学校の教員を採用するという目的のために利用するものであり，第三者に提供または公表することはありません。 (5) 応募者が2名以上に達しないときは，再募集を行うことがあります。 (6) 本公募は，研究者人材データベース「JREC-IN」に登録しております。また，近隣大学・高専等へも周知しております。
特記事項	・業務従事に当たっては，令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき，特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は，こども性暴力防止法に基づき，特定の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため，当法人の採用条件の一つとして，特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため，予め，採用選考過程において，誓約書や履歴書等により，特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。